

別表六（二）付表四の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が令第141条の6第1項《保険会社の投資資産及び投資収益》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「投資資産の額」の各欄は、保険業法施行規則第47条各号《資産の運用方法の制限》に掲げる方法により運用を行う資産について内国法人の当該事業年度終了の時点における貸借対照表に計上されている金額を記載します。
- 3 「責任準備金の額11」の欄は、内国法人の当該事業年度終了の時点において保険業法第116条第1項《責任準備金》に規定する責任準備金として積み立てられている金額を記載します。
- 4 「支払備金の額12」の欄は、内国法人の当該事業年度終了の時点において保険業法第117条第1項《支払備金》に規定する支払備金として積み立てられている金額を記載します。
- 5 「国外事業所等に係る責任準備金相当額13」の欄は、内国法人の当該事業年度終了の時点において保険業法に相当する外国の法令の規定により国外事業所等（法第69条第4項第1号《外国税額の控除》に規定する国外事業所等をいいます。6において同じです。）に係る保険業法第116条第1項に規定する責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載します。
- 6 「国外事業所等に係る支払備金相当額14」の欄は、内国法人の当該事業年度終了の時点において保険業法に相当する外国の法令の規定により国外事業所等に係る保険業法第117条第1項に規定する支払備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載します。